

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月2日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオン新潟西ショッピングセンター  
所在地 新潟市西区小新南2-1-10  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
  - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
・イオンリテール株式会社  
(変更前) 午前9時00分（ただし年間150日は午前8時00分）  
(変更後) 午前8時00分
  - (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時00分から午後11時30分まで  
(ただし年間150日は午前7時30分から午後11時30分まで)  
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで
  - (3)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前6時00分から午後7時00分まで  
(変更後) 午前6時00分から午後10時00分まで
- 3 変更を予定する年月日  
平成24年4月21日
- 4 変更しようとする理由  
店舗の運営計画変更のため
- 5 届出年月日  
平成24年4月10日
- 6 縦覧場所  
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成 24 年 5 月 2 日から平成 24 年 9 月 2 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)